

○「古畳を原料とした飼料、堆肥又は敷草の利用について」(平成14年4月10日付け14生畜第185号農林水産省生産局長通知)の一部改正(案)新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p data-bbox="846 596 1077 671">14生畜第185号 平成14年4月10日</p> <p data-bbox="819 775 1077 807">農林水産省畜産局長</p> <p data-bbox="271 911 949 943">古畳を原料とした飼料、堆肥又は敷草の利用について</p> <p data-bbox="181 1046 1106 1257">独立行政法人農林水産消費安全技術センターから、古畳を原料とする飼料の分析を行ったところ、<b>BHC</b>及びディルドリンが「飼料の有害物質の指導基準の制定について」(昭和63年10月14日付け畜産局長通知63畜B第2050号)を超えて検出された旨報告がありました。これに伴い、下記の対策を講じることとなつておりますので、対応方よろしくお願ひします。</p>	<p data-bbox="1809 596 2040 671">14生畜第185号 平成14年4月10日</p> <p data-bbox="1783 775 2040 807">農林水産省畜産局長</p> <p data-bbox="1234 911 1912 943">古畳を原料とした飼料、堆肥又は敷草の利用について</p> <p data-bbox="1144 1046 2069 1302"><u>今般、独立行政法人農林水産消費安全技術センターが</u>、古畳を原料とする飼料の分析を行ったところ、<b>BHC</b>及びディルドリンが「飼料の有害物質の指導基準」(昭和63年10月14日付け畜産局長通知63畜B第2050号。<u>以下「指導基準」という。</u>)を超えて検出された旨報告があつたところ<u>です</u>。これに伴い、下記の対策を講じることと<u>したので</u>、対応方よろしくお願ひします。</p> <p data-bbox="1133 1318 2069 1391"><u>また、その周知徹底状況について、別記様式により、平成14年5月10日までに農林水産省生産局長あて報告頂きますようお願ひします。</u></p>

記

1 農家に対して、古畳を原料とするわらを家畜用の飼料、堆肥又は敷草に用いないよう指導すること。

ただし、当該わらが飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第3条第1項の規定に基づく飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第1の1の（1）のセ及びソ並びに「飼料の有害物質の指導基準及び管理基準について」（昭和63年10月14日付け63畜B第2050号農林水産省畜産局長通知）の基準を超えないことが確認されている場合は、飼料として用いることができる。また、BHC、DDT、アルドリン、ディルドリン、エンドリン、クロルデン及びヘプタクロルが検出されていないことを確認されている場合は、堆肥又は敷草として用いることができる。

2 古畳を原料とするわらを飼料、堆肥又は敷草として利用していた農家及び堆肥の生産業者を調査、使用していた場合は、入手先（製造・販売業者、商品名）、使用農家の氏名及び住所を農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課及び生産局畜産部飼料課に連絡すること。

（削る。）

記

1 農家に対して、古畳を原料とする藁を家畜用の飼料、堆肥又は敷草に用いないよう指導すること。

ただし、当該藁が指導基準を満たすことが確認されている場合は、飼料として用いることができる。また、BHC、DDT、アルドリン、ディルドリン、エンドリン、クロルデン及びヘプタクロルが検出されていないことを確認されている場合は、堆肥又は敷草として用いることができる。

2 古畳を原料とする藁を飼料、堆肥又は敷草として利用していた農家及び堆肥の生産業者を調査、使用していた場合は、入手先（製造・販売業者、商品名）、使用農家の氏名及び住所を衛生部局及び農林水産省生産局畜産部飼料課に連絡すること。

（別記）

古畳を原料とした飼料、堆肥又は敷草の利用についての周知状況の報告書

（略）